

土総第8・91号
平成30年3月16日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部長
(土木総務課建設産業対策室)



県発注工事における社会保険等未加入対策の強化について

このことについて、別添のとおり土木部各課等あて通知し、平成30年4月1日以降に島根県が入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から対象とすることとしましたのでお知らせします。

貴会員への周知について、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

土総第891号
平成30年3月16日

総務部営繕課長 様
防災部消防総務課長 様
隠岐支庁農林局長 様
隠岐支庁水産局長 様
隠岐支庁県土整備局長 様
農林水産部各課長 様
各農林振興センター所長 様
各水産事務所長 様
土木部各課長 様
各県土整備事務所長 様
浜田河川総合開発事務所長 様
浜田港湾振興センター所長 様
出雲空港管理事務所長 様
宍道湖流域下水道管理事務所長 様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)

県発注工事における社会保険等未加入対策の強化について

建設業者の社会保険等未加入対策については、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び若年者の入職促進のための就労環境を整備するとともに公平で健全な競争環境を構築する観点から、平成27年度より工事を実施する元請け及び一次下請けから未加入業者を排除する取り組みを実施してきたところです。

今後、より一層の未加入対策を推進するため、平成30年4月1日以降に島根県が入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事の全ての下請けから未加入業者を排除することとしますので、お知らせします。

つきましては、平成27年3月2日付け土総第959号「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者等の社会保険等未加入対策について」で通知した取扱いを下記のとおり改正しますので、適切な運用をよろしくお願いいたします。

なお、別添パンフレットの所屬における掲示及び建設業者への配布等により、この取り組みの周知についてもご協力願います。

また、島根県公共工事請負契約約款は、別途改正します。

記

1. 契約の相手方からの社会保険等未加入建設業者の排除

平成30年度以降に島根県が契約を締結する工事（(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条

第1項に定める工事をいう。以下同じ。)の請負契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約に参加する者に必要な資格の審査(島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年3月30日付け島根県告示第273号)に基づく審査をいう。)において、以下に定める届出をしていない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。

1. 及び2. において同じ。)について、申請を受け付けないこととする。

なお、申請者が以下に定める届出をしているか否かについては、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(経営事項審査結果通知書)の写しにより確認することとする。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2. 全ての下請契約からの社会保険等未加入建設業者等の排除等

平成30年度以降に島根県が入札公告、指名通知、又は見積依頼を行う工事において、受注者は、原則として、1. に定める届出をしていない者(建設業者及び建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者(以下「建設業者等」という。)をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者等」という。)を下請負人としないこととする。社会保険等未加入建設業者等の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。

(1) 社会保険等未加入建設業者等の確認等

監督職員(島根県公共工事請負契約約款第9条に定める者をいう。以下同じ。)は、受注者から提出された施工体制台帳又は再下請負通知書に記載された全ての建設業者等について、社会保険等未加入建設業者等に該当するか否かを確認するものとし、全ての下請契約におけるいずれかの下請負人が社会保険等未加入建設業者等である場合、監督職員は、施工体制台帳又は再下請負通知書及び当該下請契約の契約書(以下「施工体制台帳等」という。)の写しを契約担当課等(本庁又は地方機関において入札及び契約を担当する課、室又はグループをいう。以下同じ。)に送付するものとする。

契約担当課等は監督職員からの施工体制台帳等の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を所属機関の長に報告するものとする。

(2) 受注者に対する違約金の請求の事前通知等

① 受注者に対する違約金の請求の事前通知

2. (1) の場合、契約担当課等は、受注者に対し、様式第1号により一定の期間を指定しその期間内に、社会保険等未加入建設業者等が未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を様式第2号により提出するよう通知することとする。

この期間については、原則として発注者として本来下請業者が負担すべき社会保険料等を含めた請負代金を受注者に対して支払う契約を締結していることを勘案し、未加入である社会保険等の加入手続に最低限必要な期間を確保する観点から設定することとし、いたずらに長期に

わたるような期間としないこととする。

また、契約担当課等は、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、②に規定する額について違約罰を請求することとなる旨を様式第3号により受注者に対し通知する。

工期内（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）かつ確認書類の提出期限後においても島根県公共工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は、受注者に対し、再度一定の期間を定めて、当該社会保険等未加入建設業者等が確認書類を契約担当課等に提出するよう改善の指示を行うものとする。

②違約罰の額

違約罰の額は、以下のとおりとする。

ア. 一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者等である場合

$$P = C \times 0.1$$

P：違約罰の額

C：受注者と社会保険等未加入建設業者等との一次下請契約に係る請負代金額（注）

イ. ア以外の下請負人（二次下請契約以降）が社会保険等未加入建設業者等である場合

$$P = C \times 0.05$$

P：違約罰の額

C：注文者（直近上位の下請負人）と社会保険等未加入業者との下請契約に係る請負代金額（注）

（注）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金の額を用いること。

（3）違約罰の請求に係る会計担当課への通知

契約担当課等は、受注者に対し違約罰を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、工事請負契約書第7条の2の違反に起因して債権が発生した旨を予算主管課に報告する。なお、その際には債権発生金額や経緯を纏めた書類（任意様式）及び最終的に提出された施工体制台帳等の写しを添えるものとする。

（4）建設産業対策室への通報

契約担当課等は、受注者に対し違約罰を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、様式第4号により土木部土木総務課建設産業対策室（以下「建設産業対策室」という。）に通報するものとする。

（5）許可権者等による指導等

建設産業対策室は、契約担当課等から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者等が島根県知事以外の許可権者が許可をした者である場合は当該許可権者に連絡することとし、島根県知事が許可をした者及び建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者である場

合は、建設業許可申請時（許可の更新時を含む。）及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。

3. 社会保険等未加入建設業者等を下請負人とした受注者に対する指名停止等

(1) 建設産業対策室は、2.(2)①（発注者の指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合に限る。）に該当する場合は、当該受注者について、建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年6月1日施行）に基づき、指名停止等を行うものとし、技術担当課等（本庁又は地方機関において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課、室、スタッフ又はグループをいう。以下同じ。）に、その内容を通知するものとする。

(2) 技術担当課等は、(1)の定めによる通知があった場合は、島根県工事成績評定要領（平成12年4月1日施行）の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

4. その他

(1) 最終的に提出された施工体制台帳等の写し、理由書面及び確認書類は、契約担当課等において、契約関係図書の一部として保存しておくものとする。

(2) 工期終了後に、下請負人が社会保険等未加入建設業者等であることが確認された場合にあつては、2.及び3.の規定に準じて取り扱うこと。

(3) 本通知の実施に際し疑義が生じた場合には、建設産業対策室と協議されたい。

平成 年 月 日

様

発注機関の長

下請負人に関する社会保険等加入について

貴社より提出された施工体制台帳（又は再下請負通知書）により、下請負人の社会保険等加入の有無を確認したところ、〇〇法第〇条（注）の規定による届出の義務があるにもかかわらず、届出をしていないことを確認しました。

ついては、下記のとおり、当該下請負人が、未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認することができる書類を、様式第2号により提出して下さい。

なお、提出期限までに確認書類が提出されない場合、島根県公共工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反し、島根県公共工事請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき違約罰を請求するとともに、指名停止措置及び工事成績評定の減点を行います。

記

1. 工事件名 _____

2. 提出期限 平成 年 月 日

(注) 該当する法律を記載

- ・健康保険法第48条
- ・厚生年金保険法第27条
- ・雇用保険法第7条

3. 提出対象となる下請負人名及び未加入の社会保険等（〇印について提出）

許可番号（注）	下請負人の 商号又は名称及び住所	未加入の社会保険等		
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	【 次下請け】 (商号又は名称) (住所)			

(注) 許可を受けないで建設業を営む者の場合、記載は不要

4. 提出書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険については、以下のいずれかの書類の写し

- ・適用通知書
- ・健康保険 厚生年金保険 適用事業所関係事項確認（申請）書
- ・領収証書
- ・社会保険料納入証明（申請）書
- ・資格取得確認および標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険については、以下のいずれかの書類の写し

- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）
- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書事業主控

5. 違約罰の額

違約罰

・一次下請の場合：当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額

・二次下請以降の場合：当該社会保険等未加入業者と直近上位の下請負人と締結した下請契約の最終の請負代金の額の100分の5に相当する額

〇〇事務所

〇〇部 〇〇課

担当：

TEL：

FAX：

平成 年 月 日

発注機関の長 様

(受注者)

印

下請負人に関する社会保険等加入について
平成 年 月 日に請求のあったこのことについて、下記のとおり提出します。
記

1. 提出対象となる下請負人名及び加入した社会保険等

下請負人名	加入した社会保険等		
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

(提出対象となる社会保険等の欄に書類名を記入)

2. 確認書類
別添のとおり

平成 年 月 日

様

発注機関の長

違約罰の請求等について

平成〇〇年〇月〇日付け【文書番号】により確認書類の提出を依頼したところですが、提出期限までに確認書類が提出されませんでした。

このことは、島根県公共工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反し、島根県公共工事請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり違約罰を請求するとともに、指名停止措置及び工事成績評定の減点を行います。

記

1. 違約罰の額
違約罰 〇〇円
2. 指名停止措置期間
指名停止の通知の日から2週間
3. 工事成績評定の減点
10点の減点

〇〇事務所
〇〇部 〇〇課
担当：
TEL：
FAX：

平成 年 月 日

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室長 様

契約担当課等の長

下請負人における社会保険等未加入業者について

下記の工事に係る下請負人については、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出がされていなかったため、受注者に対し、当該届出をしたことが確認できる書類を請求しましたが、期限までに提出されませんでしたので報告します。

記

1. 発注者名 _____
2. 工事件名 _____
3. 受注者名 _____
4. 未加入の下請負人名及び社会保険等の種類等（○印について未加入）

許可番号（注）	下請負人 商号又は名称及び住所 (商号又は名称) (住所)	未加入の社会保険等		
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険

（注）許可を受けないで建設業を営む者の場合、記載は不要

4. 添付資料

- (1) 施工体制台帳又は再下請負通知書及び当該下請契約の契約書
- (2) 様式第1号の写し

○○事務所
○○部 ○○課
担当：
TEL：
FAX：